

MSYYS-9538-03	チューンアップクリーナー(泡タイプ)		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2013年11月25日	改定日	2021年10月14日 第3版

1 化学品及び会社情報

化学品の名称	チューンアップクリーナー(泡タイプ)
製品コード	80879538
供給者の会社名称	神戸合成株式会社
住所	兵庫県小野市匠台10番地
担当部門	品質保証本部
担当者	平井瑞輝
電話番号	0794-64-7771(AM9:00-PM5:00、土日祝日弊社指定休日を除く)
FAX番号	0794-64-7772
緊急連絡の電話番号	0794-64-7771(AM9:00-PM5:00、土日祝日弊社指定休日を除く)
推奨用途及び使用上の制限	キャブレター／フューエルインジェクションの汚れ落とし
整理番号	MSYYS-9538-03

2 危険有害性の要約

化学品のGHS分類		
物理化学的危険性	エアゾール	区分1
健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	区分5
	急性毒性 (経皮)	区分3
	急性毒性 (吸入)	区分3
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
	呼吸器感作性	区分1
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経、呼吸器、血液、腎臓、肝臓)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経、呼吸器、血液、腎臓、肝臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(肺、血液)
	誤えん有害性	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性、短期(急性)	区分2
	水生環境有害性、長期(慢性)	区分3
	その他の項目は、「区分に該当しない」もしくは「分類できない」に該当	

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル

- ・ 炎
- ・ どくろ
- ・ 健康有害性



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- H222 極めて可燃性の高いエアゾール
- H229 高圧容器: 熱すると破裂のおそれ
- H311 皮膚に接触すると有毒
- H331 吸入すると有毒
- H315 皮膚刺激
- H319 強い眼刺激
- H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息、又は呼吸困難を起こすおそれ
- H351 発がんのおそれの疑い
- H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
- H370 臓器(中枢神経、呼吸器、血液、腎臓、肝臓)の障害
- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H336 眠気又はめまいのおそれ
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経)の障害
- H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(肺、血液)の障害のおそれ
- H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- H401 水生生物に毒性
- H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

MSYYS-9538-03	チューンアップクリーナー(泡タイプ)		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2013年11月25日	改定日	2021年10月14日
				第3版

注意書き【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱、高温のもの、火花、裸火、及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- P211 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- P251 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入をしないこと。
- P264 取り扱い後は、感染箇所をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

- P303+P361+P353 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当てを受けること。
- P331 無理に吐かせないこと。
- P332+P313 皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
- P391 漏出物を回収すること。

【保管】

- P405 施錠して保管すること。
- P410+P412 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。

【廃棄】

- P501 内容物/容器を国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	含有量 (wt%)	CAS No.	化学式	化審法No.	安衛法No. 通知対象物質	PRTR法No.	毒劇物 該非
トルエン	11	108-88-3	C6H5CH3	(3)-2	407	1種300	該当※
キシレン	9.9	1330-20-7	(CH3)2C6H4	(3)-3	136	1種80	該当※
エチルベンゼン	4.2	100-41-4	C6H5CH2CH3	(3)-28	70	1種53	非該当
ブチルセロソルフ	15~25	111-76-2	CH3(CH2)2O(C H2)2OH	(2)-407	79	非該当	非該当
アンモニア	<1	7664-41-7	NH3	(1)-314	39	非該当	非該当
LPG (ブタンを含む)	10~15	74-98-6 75-28-5 106-97-8	C3H8 C4H10	(2)-3 (2)-4	482 (ブタン)	非該当	非該当

化審法No.: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)官報公示整理番号

安衛法No.: 労働安全衛生法(安衛法)第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR法No.: 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)対象化学物質の政令番号

毒物劇物取締法 毒物及び劇物取締法の別表一(毒物)、別表二(劇物)、別表三(特定毒物)毒物及び劇物指定令

MSYYS-9538-03	チューンアップクリーナー(泡タイプ)		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2013年11月25日	改定日	2021年10月14日 第3版

4 応急措置

吸入した場合

蒸気、ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに新鮮な空気のある場所に移動させ、安静にし、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水及び石鹼又は皮膚用洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、直ちに医師の診断を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で、15分以上洗浄する。瞼の裏まで完全に洗うこと。
コンタクトレンズを着用し、容易にとれる場合は、コンタクトレンズをはずし、更に洗浄を続ける。
できるだけ速く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

吐かせずに、医師の診断を受ける。
口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5 火災時の措置

消火剤

炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂
水を消火に用いてはならない

特有の消火方法

可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際には保護手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。
屋内で漏洩した場合は十分に換気を行うこと。
風上から作業し、風下の人を退避させる。
着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。

環境に対する注意事項

流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意する。

除去方法

漏出物を密閉できる空容器に可能な限り回収する。
回収後の少量の残留分は、土砂(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。
少量の場合、おがくず、ウエス、砂等を用いて吸着させて、密閉できる空容器に回収する。

MSYYS-9538-03	チューンアップクリーナー(泡タイプ)		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2013年11月25日	改定日	2021年10月14日 第3版

7 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

温度40℃以上の所では取扱わないこと。

温度40℃以上に暖めないこと。

長時間噴射させないこと。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

局所排気・全体排気

局所排気内、または全体換気のある場所で取扱う。

安全取り扱い注意事項

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する

作業場内での飲食、喫煙は絶対にしてはならない。

使用後はよく手を洗うこと

保管

技術的対策

適切な保管条件

温度40℃以上になる所に保管しないこと。

水分や湿気が多い所に保管すると容器を腐食させて爆発の恐れがあるので注意すること。

通気の良い場所に保管すること。

子供の手の届かない所に、施錠して保管すること。

8 ばく露防止及び保護措置

設備対策

局所排気装置、全体換気の設備を使用する。

許容濃度

成分名	管理濃度	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
トルエン	50ppm	50ppm	50ppm
キシレン	50ppm	50ppm	100ppm
エチルベンゼン	未設定	50ppm	100ppm
ブチルセロソルフ	25ppm	未設定	20ppm
アンモニア	未設定	25ppm	25ppm
LPG(ブタンを含む)	未設定	1000ppm	1800mg/m3

保護具

呼吸器用の保護具

必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。

目および皮膚の保護具

必要に応じて、保護眼鏡、保護手袋、防毒マスク等の適切な保護具を着用する

MSYYS-9538-03	チューンアップクリーナー(泡タイプ)			神戸合成株式会社		
SDS(安全データシート)	作成日	2013年11月25日	改定日	2021年10月14日	第3版	

9 物理的及び化学的性質

	【原液】	【噴射剤】
外観・形状	液体	液体(加圧時)
色	淡黄色透明液体	無色透明
臭い	溶剤臭	無臭
pH	10.3	データなし
沸点範囲	111~171°C (推定値)	>-42°C (推定値)
引火点	21°C	>-104°C (推定値)
発火点	238°C (推定値)	>400°C (推定値)
爆発限界	1.0~12.7vol% (推定値)	1.5~9.5vol% (推定値)
密度及び/又は相対密度	0.9~1.0	0.5~0.6
溶解性	データなし	水に不溶

10 安定性及び反応性

安定性

通常の条件では安定

反応性

強酸化剤と接触すると激しく反応する。

11 有害性情報

成分名	LD50M	LD50S	皮	眼	呼	変	発	生	単			反		吸		環境	
									1	2	3	1	2	1	2	短	長
トルエン	4800	-	2	2B	-	-	-	1A	1	-	3	1	-	1	2	-	
キシレン	4300	-	2	2A	-	-	-	1B	1	-	3	1	-	2	2	2	
エチルベンゼン	3500	-	3	2B	-	-	2	1B	-	2	3	-	-	1	1	-	
ブチルセロソルフ	1746	135	2	2A	-	-	-	-	1	-	3	-	2	-	2	-	
アンモニア	350	-	1A	1	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	1	1	
LPG(ブタンを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

略記号:

LD50M: 経口(主としてラット) mg/kg LD50S: 経皮(主としてラット) mg/kg

皮: 皮膚腐食性・刺激性 眼: 眼に対する重篤な損傷・刺激性 呼: 呼吸器感作性または皮膚感作性

変: 生殖細胞変異原性 発: 発がん性 生: 生殖毒性

単: 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 反: 特定標的臓器毒性(反復ばく露)

吸: 誤えん有害性

短: 水生環境有害性、短期(急性) 長: 水生環境有害性、長期(慢性)

12 環境影響情報

11.有害性情報にあわせて記載している。

13 廃棄上の注意

残余廃棄物

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

(適切な処置を講じたとき以外は)環境への放出を避ける。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄する。

汚染容器・包装

廃棄する際は、中身を使い切ってから火気のない戸外でボタンを押し、ガスが完全になくなってから捨てること。

内容物や容器を廃棄する際は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄業者に業務委託すること。

個人で使用の際は、中身を使い切ってから火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを完全に抜いてから地域の法令に従って処理して下さい。

MSYYS-9538-03	チューンアップクリーナー(泡タイプ)	神戸合成株式会社		
SDS(安全データシート)	作成日	2013年11月25日	改定日	2021年10月14日
				第3版

14 輸送上の注意 国際規制

国連分類	クラス2.1(高圧ガス)
国連番号	1950(エアゾール)
指針番号	126

国内規制

陸上輸送

消防法、危険物の規制に関する規格などの輸送について定めるところに従う。

容器表示

第四類	第二石油類(水溶性)	危険等級 III	火気厳禁
容量	336 mL		

積載方法

運搬時の積み重ね高さは3m以下

混載禁止

第一類及び第六類の危険物

海上輸送

船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送

航空法に定めるところに従う。

輸送の特定の安全対策及び条件

容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、破損がないように取扱い、荷崩れの防止を確実にを行う。

15 適用法令

高圧ガス保安法

該当せず

消防法

法第2条第7項危険物別表第1

第四類第二石油類(水溶性)

毒物及び劇物取締法

法第2条別表第1、別表第2、別表第3

該当せず

労働安全衛生法

法57条第1項(表示対象物質)

法57条の2第1項(通知対象物質)

エチルベンゼン、キシレン、トルエン、フタルセロソルフ

3.組成、成分情報に記載

施行令別表第1危険物

引火性の物

施行令別表第3特定化学物質

エチルベンゼン(塗装の業務に限る)

施行令別表第6の3有機溶剤

第二種有機溶剤

化学物質排出把握管理促進法

施工令別表第1第1種指定化学物質

エチルベンゼン、キシレン、トルエン

施工令別表第2第2種指定化学物質

該当せず

16 その他の情報

引用文献

JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

産業中毒便覧

(医歯薬出版株式会社)

16112の化学商品

(化学工業日報社)

危険物船舶運送及び貯蔵規則(海文堂)

GHS分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

原材料SDS

※この安全データシートは日本国内向けに作成していますので、無断での翻訳・海外向けへの交付はご遠慮くださいますようお願いいたします。

製品を海外に輸出する場合には、仕向け国の法令・規制について事前にご確認ください。

※この情報は、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考として、取扱う事業者には提供されるものです。

※記載内容は現時点で入手できる資料および情報に基づき作成しております。新しい知見および試験情報等により改正されることがあります。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従いまして、この安全データシートそのものは、安全の保証書ではありません。